

- ブラインド等のひもの安全性確保のために、海外では、任意規格、強制法規が導入されている。欧州（イギリスを含む）、アメリカは任意規格、カナダ、オーストラリア、韓国は強制法規となっている（カナダは強制法規により任意規格を義務化）。
- 安全基準等に関する定量的な（数値による）規定を設けているのは米国、カナダ、オーストラリア、韓国の4カ国。
- 各国、地域で規制・規格の導入や見直しが行われている。複数国の政府機関が連携するなど、行政側の後押しが見られる。

| | イギリス（注1） | 欧州委員会 | アメリカ | カナダ | オーストラリア | 韓国 |
|-------------|--|--|---|--|---|--|
| 概況と最近の動き | 2009年欧州規格を英国規格として採用 | 2009年欧州規格が欧州各国を含む39カ国で採用されてきたが、その製品対象範囲が不十分であるとし、2011年の欧州委員会決定に基づき、規格の見直しを実施中。新規格は2014年2月公表の見直し。加えて、縊頸（いっけい）からの危険防止に関する試験方法及び同安全装置に関する2つの新規格（注2）が2013年12月公表の見直し。 | 1996年の任意規格導入以来、任意規格を改訂。強制法規化を求める市民団体が活発化。2013年5月に嘆願書を提出 | 2009年以来、強制法規において任意規格中の製品要件及び表示要件の遵守を規定。任意規格は米国規格を若干変更。保健省主導で安全啓発活動 | 2006年頃より強化された連邦政府レベルでの製品基準の統一化のなかで立法。これに伴い2002年から2009年までに導入された州の規制は廃止 | 2011年7月、知識経済部（日本の省に相当、現・産業通商資源部）が安全基準の施行を予告、業界等の意見収斂の期間を経て施行 |
| 他国との連携 | | オーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）、カナダ保健省、米国消費者製品安全委員会（米国 CPSC）及び欧州委員会保健・消費者総局は合同で、業界団体や規格策定団体に対し規制・規格等の策定や見直し時の指針とすべき安全要件等を発表（2012年2月） | | | | |
| 規制・規格等の名称 | 英国規格 BS EN13120:2009 室内ブラインド - 安全性を含む性能要件 | 欧州規格 EN13120:2009 室内ブラインド - 安全性を含む性能要件 室内ブラインド、ひも付窓カバー（注3）安全器具による子供に対する特定の危険性に対応する欧州規格による安全要求に関する2011年7月27日欧州委員会決定（注4） | 米国規格 ANSI/WCMA A100.1 - 2012 ひも付窓カバー製品（注3）の安全性に関する米国国家規格 | ひも付窓カバー（注3）規制（消費者製品安全法に基づく） ひも付窓カバー製品（注3）の安全性（CAN/CSA-Z600） | 2010年ひも付屋内窓カバー（注3）規制-消費者製品安全基準に係る商取引規則 | 安全・品質表示基準「窓ブラインド」（品質管理及び工業製品安全法 付属書35） |
| 法的拘束力 | 任意規格 | 任意規格 委員会決定（法的拘束力あり） | 任意規格（但し国内製造・流通業者に整合性確保を求める） | 強制法規 任意規格 | 強制法規 | 強制法規（行政規則、違反の場合の罰則あり） |
| 導入・改定・発効時期 | 2009年8月 | 2009年 2011年8月 | 1996年 ANSI 規格導入、現行規格は2007年発効、2012年11月改正 | 2009年4月発効、2012年3月改正 1999年発効、2007年改訂 | 2010年7月 | 2013年7月 |
| 所管する政府機関・団体 | 英国規格協会(BSI) ほかに団体（RoSPA）等が啓発活動を実施 | 欧州標準化委員会（CEN） の所轄は欧州委員会保健・消費者保護総局 | 米国国家規格協会（ANSI） 米国窓カバー製造協会（WCMA） | カナダ保健省 カナダ規格協会（CSA） | オーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC） | 産業通商資源部（旧知識経済部） |
| 主要な内容 | 欧州規格（右欄）及び英国規格は、いずれもブラインドの製造、移送、据付、操作、保守に関連する危険性について規定 ・ローマンシェード、オーストリアンシェード等は対象外 ・縊頸（いっけい）についての規定は次のとおり 「縊頸（いっけい）の危険性」として、表示義務、安全器具または安全デザインの確保を規定（10数行） 「ひも、チェーン及びテープに関する追加警告」として、記載内容を文字で規定（表示例の図表はなし） 「付属書C（参考）安全機器と措置」に7種の安全確保の方法を列挙（縊頸（いっけい）については表示イラストや安全対策の図表等なし） | 欧州委員会決定（上記）は、対象となる窓カバーの種類等の定義 安全確保の対象月齢を0～42ヶ月と定義 危険なループの形式をとらないこと、安全器具を製品の統合された一部とすること、安全器具が危険な形状ではないことに加えて、耐久性を備え、数度の試験をパスし、気候の変化などに影響されにくいものであることなどを要求。また、乳幼児が誤飲しないような大きさの部品を用いるなどの規定を定める。 表示を義務付け （表示イラストや安全対策の図表等はなし） | 68ページに渡る図表入りの詳細な規格 対象となる窓カバーの定義 ひもの形状や長さの要件 タグなどの安全表示の具体的な方法（各種ブラインドによって異なるタグを掲載） 設置に際しての具体的な要件 安全装置に関する要件とその試験方法 【資料5-2にて説明】 | 対象となる窓カバーの定義 具体的な内容は以下（カナダ規格）に準拠することを規定 責任者には製品の整合性を示す書類を3年に渡り保存する義務（事故報告制度やリコール制度、規制機関による査察など規定している。） 米国ANSI/WCMAにカナダの実情を反映し修正。輸入品を含む、国内で使用されるすべてのブラインド製品に適用。 ラベリングや製品性能について記載 【資料5-2にて説明】 | 対象となる窓カバーの定義 設置及び管理の際の安全確保の方法を規定 ひもの形状や長さに関する具体的な要件 安全装置に関する要件 安全表示義務（製品パッケージ、及びひもへの注意の添付） 【資料5-2にて説明】 （表示イラストや安全対策の図表等はなし） | 対象となる窓カバーの定義（ブラインドの構造を図解） 安全要件の形状別規定 ひもの形状や長さの要件 安全器具の規定 【資料5-2にて説明】 使用上の注意事項に関する表示の義務（表示内容のひながたあり） |

出典）欧州委員会、欧州標準化委員会、アメリカ窓カバー製造協会、カナダ保健省、オーストラリア公正取引・消費者委員会ウェブサイト及び財団法人自治体国際化協会（CLAIR）調査

注1）イギリスに限らず欧州を中心とする39カ国は同様に自国規格として欧州規格を用いている。但し、アイルランドは2012年に独自の国家規格を採用

注2）CENで公表準備中の規格は、室内ブラインド - 縊頸（いっけい）からの危険防止-試験方法（FprEN 16433 Internal blinds - Protection from strangulation hazards - Test methods）及び縊頸（いっけい）からの危険防止-安全装置の要件及び試験方法（FprEN 16434 Internal blinds - Protection from strangulation hazards - Requirements and Test methods for safety devices）

注3）各国の規制・規格では、ひも付きのカーテンやブラインドなどを「ひも付窓カバー（corded window covering products）」と総称する場合が多い。

注4）正式名称は「欧州議会及び理事会指令2001/95/ECに基づく室内ブラインド、ひも付窓カバー及び安全器具によるひもに対する特定の危険性に対応する欧州規格による安全要求に関する2011年7月27日欧州委員会決定」